

<自己負担金が免除される方と確認書類>

自己負担金が免除される方	確認書類
(1)生活保護を受給している方	・生活保護受給証明書
(2)市民税非課税世帯の方 (介護保険料の保険料段階が 第1段階～第3段階 の方は自己負担金が免除されます。)	(下記の①～③の書類のうちいずれか一点) ① 介護保険料決定通知書 ② 介護保険料変更通知書 ※上記①②の中にある、「介護保険料算定の基礎」の(写) ③高齢者新型コロナ予防接種自己負担金免除対象確認書 ※③は事前に医療政策課へ申請が必要です。
(3)中国残留邦人等の支援給付を受給している方	(下記の①～②の書類のうちいずれか一点) ① 支援給付受給証明書 ② 支援給付の支給が決定されていることを証明する旨の記載のある本人確認証(写)

* 確認書類は、**接種当日に予診票と一緒に**医療機関へ提出してください。後日提出しても自己負担金免除とはなりませんので、ご注意ください。

* 介護保険料決定通知書・介護保険料変更通知書は再発行できません。

* 自己負担金が免除される方で、65歳未満の方(<対象となる方>の(2)の方のみ)や、65歳になったばかりで介護保険料決定通知書がまだ届いていないなど、お手元にない場合は、ご本人からの申請に基づき、対象者の方に上記の表中(2)の③の書類を交付しますので、申請書と必要な添付資料を千葉市医療政策課に持参または郵送してください。

申請書は医療政策課ホームページからダウンロードすることができます。郵送をご希望の方は、千葉市高齢者予防接種コールセンター(TEL: 043-330-4500)までお問い合わせください。

医療政策課で申請書類を受理後、交付まで2週間程度(土祝休日・年末年始を除く)かかりますので、余裕をもって申請してください。

* 所得証明書((非)課税証明書)は自己負担金免除の確認書類にはなりません。

<介護保険料決定通知書の確認点>

令和6年度のものであること

令和6年度 介護保険料算定の基礎(市民税課税状況に基づき保険料は)

被保険者氏名
被保険者番号

算定
根拠 あなたの市民税課税状況
世帯の市民税課税状況
あなたの課税年金収入額
あなたの合計所得金額※

※ 特別控除額を控除した額を記載しています。また、保険料段階が第1から第5段階の方については、公的年金に係る所得を控除した額を記載しています。

算定
根拠 保険料段階 年間保険料額(円) ① 月数 ② 保険料額(円) ①×12×②

【賦課根拠】 介護保険法第129条及び千葉市介護保険条例

【賦課期日】 4月1日(介護保険法第130条)

※ 65歳以上の方の令和6年度の介護保険料決定通知書は、6月中旬に郵送されています。

6月中旬以降に65歳になる方の通知書は、誕生月もしくは誕生月の翌月中旬に郵送されます。

届く前に接種する場合は、上記の表中(2)の③の書類が必要ですので、医療政策課に申請書と必要な添付書類を持参または郵送してください。

計算式

$$\text{保険料額} = \frac{\text{所得段階別年間保険料額}}{12 \text{ か月}} \times \text{資格を取得した月から当該年度末(3月)または資格を喪失した月の前月までの月数}$$

※ 千葉市に転入された方などで被保険者及び世帯員の課税状況、合計所得金額等が把握できない場合、保険料段階は暫定的に第3段階になることがあります。確定後に保険料段階に変更が生じる場合は、変更通知書でお知らせします。

保険料段階が第1段階～第3段階の方は自己負担金が免除されます